

犯罪被害給付制度の改正の概要

政 令

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令

1 幼い遺児に係る遺族給付金の引上げ

幼い遺児の年齢及び人数に応じて遺族給付金を引き上げられました。

2 重傷病給付金の給付期間の延長

重傷病給付金の給付期間を「1年」から「3年」に延長されました。

| | |
|-------------------------------|--|
| 重傷病給付金の額 (上限額120万円) | 負傷又は疾病にかかった日から「3年」 を限度とした ・保険診療による医療費の自己負担相当額 と ・休業損害を考慮した額 を合算した額 ※ただし、平成30年3月31日までに行われた犯罪行為の場合、給付期間は「1年」となります。 |
|-------------------------------|--|

3 仮給付金の額の制限の見直し

仮給付金※の額について、給付金相当額の3分の1を上限としていたところ、その上限を撤廃し給付金相当額が支給可能となりました。

※仮給付金とは、裁定に必要な事実の一部を認定できないため裁定できない場合に、暫定的に給付金の一部を支給するものです。

国家公安委員会規則

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則

4 親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直し

○親族関係が破たんしている場合には、当該親族関係を理由とした支給制限を受けないこととされました。

○犯罪行為が行われた時において18歳未満の者が犯罪被害者又は第一順位遺族となる場合には支給制限が緩和されることとなりました。

○親族の区分類型が合理化されました。

※ただし、給付金を支給することにより、加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、給付金は支給されません。

※上記改正後の内容は、平成30年4月1日以降に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用されます。